

平成29年12月25日

時間貸し駐車場の料金表示について

時間貸し駐車場について、その料金表示に起因する消費者トラブルがみられることから、今般、次のとおり景品表示法上の考え方を明らかにするとともに、長時間の利用も想定される年末年始に向け、消費者の皆様特に注意していただきたいことを整理しました。

1. 時間貸し駐車場の料金表示と景品表示法上の考え方について

時間貸し駐車場の料金表示に関し、景品表示法上問題となり得るトラブルで多いものは「最大料金」表示とその適用条件、とりわけ当該条件の繰り返し適用の有無に係るものです。最大料金に関する景品表示法上の考え方は次のとおりです。

- (1) 時間貸し駐車場では、「1時間」等時間当たりの単価料金が設定されているほか、24時間の最大料金や夜間の最大料金、あるいは平日や昼間の最大料金などを設定している場合がある。

時間貸し駐車場における「最大料金」とは、「24時間」「夜間」などの、事業者が設定する時間帯等における最高額（支払上限額であり、最高額に達した以降は料金が加算されない）を指すものである。最大料金の適用が繰り返し適用されない料金体系となっている駐車場では、当該最大料金の適用時間を超えた場合（例えば、24時間の最大料金を設定している場合で、入庫後24時間を経過した場合）は、料金は通常の単価料金が加算されることとなる。

また、最大料金の適用に入庫時間等の条件がある場合や、最大料金が適用される期間に平日や休日といった特定の日付や特定の時間帯のみが定められている場合、当該条件等を満たさないときは、当該最大料金が適用されずに、通常の単価料金が加算されることとなる。

- (2) このため、時間貸し駐車場の料金表示において、以下のような場合は景品表示法に違反するおそれがある。

○ 例えば、「当日最大〇〇〇円」などのように最大料金の適用期間が利用者に明確に理解されるようには記載されておらず、実際には最大料金が繰り返し適用されないにもかかわらず最大料金の適用範囲の記載がなく、例えば「24時間最大〇〇〇円」などとのみ記載されているため、入庫後24時間経過後にも最大料金が繰り返し適用されると誤認されるおそれのある表示

- 最大料金を大きく表示する一方で、特定の時間帯に入庫した場合のみ最大料金が適用されることや最大料金が一定の期間のみ適用されることが小さい文字や最大料金よりも離れた箇所に記載するなどされており消費者が当該適用条件表示を認識できないおそれがある表示

- (3) 最大料金とその適用条件は両方が正しく認識される必要があり、最大料金の適用に制約条件がある場合には、当該適用条件は最大料金の直下などに明瞭に記載される必要がある。この場合、文字の配色や最大料金の記載と比べて十分に視認できるだけの文字の大きさ及び適切な方法で表示されることが求められる。

2. 消費者の皆様にご留意いただきたいこと

- (1) 時間貸し駐車場の料金表示における「最大料金」とは、多くの場合、「24時間」、「夜間」などの、各事業者が設定する時間帯における料金の最高額を指すものです。そして、この最大料金の適用は、数日にわたって利用した際に、特段の制約はなく繰り返し適用される場合と、利用を開始した初回のみ適用される場合とがあります。

- (2) 最大料金が表示されている場合であっても、「初回にのみ適用されます」などの注意書きが料金表示において明記されている場合は、最大料金の適用は1回限りで、その後は通常料金が加算されるものであることを理解しておく必要があります。

また、上記のような注意書きがない場合も、最大料金の適用は1回限りで、その後は通常の料金が加算される場合があり得ることに注意が必要です。

- (3) 時間貸し駐車場を1日以上利用する場合に、最大料金の適用が初回のみであるにもかかわらず、この点を誤認してしまうと、想定以上に多額の料金がかかることとなります。

また、最大料金が適用される条件として入庫時間が定められている場合や、最大料金が適用される期間として平日や休日といった特定の日付や特定の時間帯のみが定められている場合には、この点を誤認してしまうと、最大料金が適用されずに想定以上に多額の料金がかかることとなります。

時間貸し駐車場の料金の適用は複雑な場合があり、利用する際は料金表示をよく確認しましょう。特に、最大料金が設定されている場合、その繰り返しがあるかを確認し、よく分からないときには、看板等に記載されている駐車場の連絡先に問い合わせるようしましょう。

【本件に対する問合せ先】

消費者庁 表示対策課 田中、土平
電話：03-3507-9233

参考 1 料金看板の見方

① 最大料金が繰り返し適用されることが記載されている場合

【料金看板例 1】

「【最大料金】駐車後24時間毎繰り返し適用」と表示されている。

この料金看板の例では、最大料金が「駐車後24時間毎」に繰り返し適用されることが明瞭に表示されています。

- ・ 平日の最大料金が繰り返し適用される場合の料金
(例) 月曜8時に入庫し、火曜22時に出庫した場合の料金

24時間	14時間	
月曜8時入庫	火曜8時	火曜22時出庫
最大料金1,800円	最大料金1,800円	計3,600円

- ・ 平日の最大料金と休日の最大料金がそれぞれ適用される場合の料金
(例) 土曜8時に入庫し、日曜22時に出庫した場合の料金

24時間	14時間	
土曜8時入庫	日曜8時	日曜22時出庫
最大料金1,800円	最大料金1,200円	計3,000円

② 最大料金の適用が1回限りなど制約があることが記載されている場合

【料金看板例2】



「入庫から24時間最大料金」との適用条件が表示されている。

この料金看板の例では、「入庫から24時間最大料金」との表示から、最大料金の適用が1回限りであり、入庫から24時間経過後は通常の時間当たりの単価料金が加算されることとなります。

- ・ 入庫から24時間経過後も利用し続けた場合の料金
 (例) 月曜8時に入庫し、火曜22時に出庫した場合の料金

24時間		14時間	
月曜8時入庫	火曜8時	火曜22時出庫	
最大料金 1,600円	通常料金 8,400円※	計 10,000円	

※ 24時間経過後（火曜8時から火曜22時までの時間帯）の料金
 : 30分 / 300円 × 14時間 = 8,400円

【料金看板例3】

P パーキング震ヶ関第3駐車場

昼間最大料金
8:00 ~ 22:00
2,800円 1回限り

夜間最大料金
22:00 ~ 8:00
600円 1回限り

8:00 ~ 22:00
30分 / 300円

22:00 ~ 8:00
60分 / 200円

注意事項 ●入庫時:区画内に駐車下さい。入庫後3分でロック板が上昇します。
●出庫時:3分以内に退庫してください。(3分経過後ロック板が再上昇します。)
●当駐車場の利用時間は最大48時間です。

お問い合わせ先 **03-0000-0000**

昼間最大料金、夜間最大料金がそれぞれ1回限りの適用であることが、料金に併記して、明瞭に表示されている。

この料金看板の例では、昼間・夜間のそれぞれの時間帯ごとに最大料金が設定され、それぞれ「1回限り」しか適用されないという利用条件が明瞭に表示されています。

○適用条件の内容に関して注意すべきこと

上記の表示看板の例のように、昼間・夜間のそれぞれの時間帯ごとに最大料金が設定されている場合、同じように24時間駐車した場合であっても、入庫時間によって料金が異なります。

(例) 4時に入庫し、翌4時に出庫した場合の料金 (24時間 / 4,600円)



(例) 8時に入庫し、翌8時に出庫した場合の料金 (24時間 / 3,400円)



【料金看板例4（最大料金の適用が1回限りなど制約があるもので、適用条件の表示が明瞭でない例）】

8:00-21:00
15分毎 / 400円

21:00-8:00
60分毎 / 400円

夜間最大 600円
(21:00~8:00)

24Hコールセンター
TEL 03-0000-0000

IN ●必ずバックで、ロック板が下がっていることを確認の上、ロック板を乗り越えて駐車して下さい。●入庫後3分でロック板が上昇します。

OUT ●精算機で精算を行います。●ロック板が下がったことを確認の上、3分以内に精算してください。(6分経過後ロック板が上昇します。)

当サービスは21時から翌8時までに入庫した場合に適用されます。

最大料金から離れたところに、「当サービスは21時から翌8時までに入庫した場合に適用されます。」との表示が小さな文字で表示されている。

○表示方法の問題点

この料金看板の例では、適用条件の表示が、一般消費者が見落としてしまうほど小さな文字で、かつ、大きな文字で表示された最大料金の表示と比べても小さく、さらに、最大料金の表示から適用条件の表示が離れており、一般消費者が適用条件を正しく認識できないおそれがあります。

○適用条件の内容に関して注意すべきこと

上記の料金看板の例では、最大料金は21時から翌8時までに入庫した場合に適用されることから、例えば、18時に入庫し翌10時に出庫した場合、21時から翌8時までとの適用条件を満たさないため、夜間最大料金が適用される時間帯も通常の時間当たりの単価料金が加算されることとなります。

(例) 18時に入庫し、翌10時に出庫した場合の料金

3時間	11時間	2時間	
18時入庫	21時	8時	10時出庫
通常4,800円	通常料金4,400円※	通常料金3,200円	計12,400円

※21時～翌8時の時間帯の料金：60分／400円 × 11時間＝4,400円
(夜間最大料金600円は適用されない)

③ 最大料金のみ記載がある場合

【料金看板例 5】

この料金看板の例のように、「当日最大料金」や「当日最大〇〇円」などと表示されている場合、最大料金の適用期間が入庫した当日に限られるものです。

○適用条件の内容に関して注意すべきこと

上記の料金看板の例のように、「当日最大料金」や「当日最大〇〇円」などと表示されている場合の「当日」は暦日を指すことから、以下の例のように、入庫した当日の24時以降も利用する場合、通常の時間当たりの単価料金が加算されることとなります。

(例) 月曜8時に入庫し、火曜22時に出庫した場合の料金

16時間	22時間
月曜8時入庫	月曜24時
	火曜22時出庫
最大料金1,400円	通常料金10,000円
	計11,400円

【当日最大料金が適用される場合の「当日」】

- 入庫した日の24時までが「当日」に当たる。
(⇒上記の例では、月曜24時までの「当日」に最大料金が適用される。)
- × 「当日」は、入庫から24時間以内ではない。
(⇒上記の例では、月曜24時以降は最大料金が適用されない。)

【料金看板例 6（最大料金の適用範囲の記載がない例）】



この料金看板の例のように、「24時間最大〇〇円」などと表示されている場合、例えば「30分/500円」の表示と同様に、「24時間」が時間当たりの単価料金であるため、24時間毎に繰り返し最大料金が適用されると認識されます。

この料金看板の例のように、「24時間最大〇〇円」などと表示していながら、実際には、繰り返し適用条件が適用されないときは、景品表示法上問題となるおそれがあります。

○適用条件の内容に関して注意すべきこと

「24時間最大〇〇円」などと表示していながら、実際には、繰り返し適用条件が適用されないときは、以下の例のように、24時間経過後、通常の時間当たりの単価料金が加算されることとなります。

上記の料金看板の例のように、最大料金が設定されていながら、その適用条件について看板に表示されていない駐車場を利用する際は、料金表示をよく確認するだけでなく、不明点は利用前に問い合わせるなどしましょう。

(例) 月曜8時に入庫し、水曜8時に出庫した場合の料金

24時間	24時間	
月曜8時入庫	火曜8時	水曜8時出庫
24時間最大料金3,500円	24時間通常料金16,000円※	計19,500円

※24時間通常料金：30分/500円×28 + 60分/200円×10 = 16,000円

④ その他、料金表示が分かりにくい場合

【料金看板例 7】

「Daytime Maximum Rate」が平日 8 : 00 ~ 17 : 00 の時間帯で設定され、
平日 17 : 00 ~ 23 : 00 の時間帯の最大料金が設定されていない。

この料金看板の例のように、曜日や時間帯ごとに最大料金を設定している場合、最大料金の設定がされていない曜日や時間帯があるときがあります。

○適用条件の内容に関して注意すべきこと

上記の料金看板の例では、分かりにくい点としては、

- ① 平日の 17 時から 23 時までの時間帯に最大料金が設定されていないこと
- ② 休日は平日と異なり 8 時から 17 時の時間帯に最大料金が設定されていないこと

の 2 点です。この条件において、例えば、金曜 18 時に入庫し土曜 10 時に出庫した場合、金曜 18 時から金曜 23 時までの時間帯及び土曜 8 時から土曜 10 時までの時間帯は最大料金が適用されないため、当該時間は通常の時間当たりの単価料金が加算されることとなります。

(例) 金曜 18 時に入庫し、土曜 10 時に出庫した場合

5 時間	9 時間	2 時間	
金曜 18 時入庫	金曜 23 時	土曜 8 時	土曜 10 時出庫
通常 4,000 円※	ナイト最大 600 円	通常 1,600 円※2	計 6,200 円

※1 金曜 18 時～金曜 23 時の時間帯の料金 (平日のこの時間帯は最大料金が設定されていない)

: 通常料金 15 分 / 200 円 × 5 時間 = 4,000 円 が加算される

※2 土曜 8 時～土曜 19 時の時間帯の料金 (休日のこの時間帯は最大料金が設定されていない)

: 通常料金 15 分 / 200 円 × 2 時間 = 1,600 円 が加算される

参考2 全国の消費生活センターに寄せられた主な相談事例

- ① 最大料金の適用条件などが小さく書かれており、読みにくいもの
 - 「最大600円」と大きく書かれ、直前の「入庫から24時間」、及び「最大料金適用は1回限り、24時間経過後は一般料金が加算される」との注意書きは表示されている駐車場を、「一日最大600円・繰り返し適用あり」という条件と誤解して3日と14時間あまり利用したところ、2,400円ではなく、14,000円請求された。【平成29年度】
 - 「1日最大500円」と表示され、「最大料金は当日限り」という注意書きが小さく表示されている駐車場を、注意書きを見落として、最大料金の繰り返し適用があるものと誤解して5日利用したところ、2,500円ではなく、20,000円以上請求された。【平成28年度】
 - 「一日最大料金 平日3700円 日祝1800円」と大きく表示され、利用規約に小さく「最大料金は24時間まで」との表示がある駐車場を、利用規約を見落として、最大料金の繰り返し適用があるものと誤解して3日利用したところ、10,000円程度ではなく、46,100円請求された。【平成28年度】
- ② 最大料金の適用条件が表示されていないもの
 - 「最大24時間2000円」と表示され、24時間経過後は通常料金が加算されるが、その旨が表示されていない駐車場を、最大料金の繰り返し適用があるものと誤解して3日間利用したところ、6,000円ではなく、数万円請求された。【平成29年度】
- ③ 複雑な料金体系が分かりやすく表示されていないもの
 - 20分400円、一日最大料金の設定のある駐車場を、1月1日から同月12日までは一日最大料金の適用がない旨の注意書きを見落とし、最大料金が適用されるものと誤解して2日間利用したところ、5,000円程度ではなく、50,000円請求された。【平成27年度】
 - 「最大1800円」という料金表示があり、その条件が特定の番号が付された駐車場所にのみ適用される駐車場を、その適用条件を見落として、全ての駐車場所に最大料金の適用があるものと誤解して11時間利用したところ、利用した駐車場所は最大料金が適用されない場所であったため、1,800円ではなく、6,800円請求された。【平成27年度】